

2025 年度ベビーシッター利用育児支援利用要項 (入試業務に係る特別支援)

北海道大学で勤務する教職員の育児と就労を支援するために、本学では、ベビーシッターサービス利用時に使用できる割引券を発行しています。

本事業は「こども家庭庁」の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会（以下「実施団体」という。）が実施している「ベビーシッター派遣事業割引券」を利用して行うものです。この割引券を使用してベビーシッターサービスを利用すると、1日の利用料金から割引が受けられます。

本学では昨年6月より本支援を開始していますが、大学入学共通テスト実施時においても負担等を考慮し本ベビーシッター券の利用を可能としました。ベビーシッター利用をご希望の場合は、下記手順に則り、割引券の発行手続きを行ってください。

なお、入試業務にかかる特別支援（以下、入試特別支援）として、割引券の助成限度額を超える当日の利用金額については大学が支弁します。

※割引券は電子による発行となります。ご利用にはQRコードが使える端末が必要です。

【入試業務に係る特別支援】

①ベビーシッター利用育児支援事業

利用対象者	◆北海道大学の教職員（非正規職員を含む。学生は不可。）であり、対象児童の保護者であること。 ◆大学入学共通テストの際、入試業務に携わる者。 ※北海道大学の共済組合または社会保険加入者に限る。 ※利用者本人が出勤日等であつ配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、または、ひとり親家庭であることによりサービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあること（職場への復帰を含む）が必要。
対象児童の年齢	◆0歳から小学校3年生までの児童（利用対象者と同居していること） ◆健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている）場合は、小学校6年生までの児童も対象とする。
割引金額	◆1日（回）対象児童1人につき2枚まで（1枚につき2,200円、最大4,400円）（例 きょうだいが2人の場合、1日4枚） ・利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。 ・会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。 ・入試特別支援においては助成限度額を超える利用金額を大学が支弁する（ベビーシッター事業者の発行する請求書に基づき大学が支払いを行う）。 ・割引券は、対象児童1人につき1日（回）2枚まで利用可 <多胎児の場合は多胎児分割引券の利用も可> ◆義務教育就学前の多胎児が2人の場合：9,000円/日（回） ◆義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合：18,000円/日（回）

	・利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とする。会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。 ・実施団体が発行する他の割引券と同日に使用することはできない。 ・割引券は、1家庭につき1枚とし、原則として1年間に2枚まで。
利用期間	入試特別支援対象利用日 令和8年1月17日（土）、令和8年1月18日（日）（当日中に限る）。
割引券取扱事業者	◆ベビーシッター事業者は、 <u>実施団体が指定する割引券取扱事業者</u> のうち、請求書払いに対応可能な事業者
対象となるサービス	◆利用者の家庭内での保育、また家庭での保育の前後に発生する保育所等への送迎を依頼する場合に限ります。 （ベビールームや出張先等、利用者の家庭以外での保育には使用できません。）。

【利用手続きの流れ】

1 DIE 推進本部への連絡・BS 事業者への発注及び契約

本支援の利用を希望する場合は、まず担当（問い合わせ先）までご連絡願います。

次に、利用者本人が、割引券取扱ベビーシッター事業者のうち、請求書払いに対応可能な事業者に発注（調達課発注 or 特例発注）及び利用契約を締結し、利用申込をしてください。請求書払いに対応可能な事業者については担当までお問合せください。

なお、事業者によっては希望日にベビーシッター派遣の調整が難しい場合もあるため、利用を希望する場合はなるべく早期にお申込みください。

2 割引券申込

利用者は、ベビーシッター事業者との利用契約締結後、利用予定日の7営業日前までに、以下の書類をメール等で担当宛てに提出し、割引券発行の申し込みを行ってください。

☐ ベビーシッター派遣事業割引券申込書

☐ ベビーシッター事業者との契約書（写）（契約書がない場合は、利用申込書等の写しでも可）

☐ 配偶者の証明書類

利用を希望する理由により以下のいずれかを提出してください

・配偶者の就労 : 配偶者の在職証明書（写）

・様式は自由ですが、勤務時間・勤務日の記載は必須

・保育園・学童入会の際に提出する就労証明書等のコピーでも可

※

・配偶者の病気療養：病気療養していることが分かるもの

・配偶者の求職活動：面接日などが分かるもの

・配偶者の職業訓練：訓練日であることが分かるもの

・配偶者の就学 : 就学していることが分かるもの

・その他サービスを使わなければ利用者が就労することが困難なことを証明するもの

※詳細はお問合せください。

3 割引券 URL 受信

担当から E メールで送信された「割引券」の URL を受信します。スマートフォン等でクリックすると電子割引券の画面が表示されます。

4 割引券 QR コード提示・BS サービス利用

スマートフォン等に表示された電子割引券の画面をベビーシッター事業者に提示し、ご利用ください。ベビーシッター事業者が提示する QR コードを読み取る等する必要があります。利用方法については、下記の URL 割引券画面操作マニュアル（全国保育サービス協会作成）をご覧ください。

- ・割引券画面操作マニュアル（利用者向け）

http://www.acsa.jp/images/babysitter/e-ticket2024_manual_user.pdf

5 必要書類の提出

サービス利用後、ベビーシッター事業者から請求書が届き次第、速やかに下記書類提出先まで提出してください。

請求書には支払い期限が設定されているため、届き次第すぐにご提出ください。

【書類提出先・問い合わせ先】

担当：ダイバーシティ・インクルージョン推進本部/ダイバーシティ・インクルージョン推進室（学内便番号 59）

E-mail: bs-hu@dei.hokudai.ac.jp

★メールの件名:【部局名／利用者氏名】ベビーシッター割引券利用登録申請としてください。

【個人情報の取扱いについて】

利用者から提供いただいた個人情報につきましては、本支援の実施以外の目的には使用いたしません。

【注意事項】

- 1 申込みや問合せについては、すべて本学教職員から行ってください。学外の方（配偶者や親族等）を通しての申込みなどのご連絡はご遠慮ください。
- 2 割引券を他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 3 割引券の交付日より遡って割引券を使用することはできません。

【参考リンク】

- ・公益社団法人全国保育サービス協会

<http://www.acsa.jp/>

ベビーシッター派遣事業割引券申込書
(兼 ベビーシッター事業者変更届)
＜入試業務に係る特別支援利用＞

令和 年 月 日

※希望する割引券の種類にチェックを入れてください

☐ ①ベビーシッター利用育児支援事業（通常割引券） ☐ ②ベビーシッター利用育児支援事業（多胎児割引券）	職 員 番 号 所 属 職 名 （フリガナ） 氏 名※ 内 線 E メ ー ル
---	---

※氏名欄には健康保険被保険者証と同じ氏名を記載してください。

1. 対象児童の生年月日・学年 （令和7年4月1日現在）	平成・令和 年 月 日（歳：小学 年） 平成・令和 年 月 日（歳：小学 年） 平成・令和 年 月 日（歳：小学 年） 平成・令和 年 月 日（歳：小学 年）
2. 利用予定月および割引券利用 予定枚数	利用月 令和 年 月 利用予定枚数 計 枚
3. 申込理由 下記の申込理由のうち、当てはまるものにチェックしてください。その他の場合は、利用を必要とする理由をご記入願います。 ☐ 家庭内での保育 ☐ 保育園・幼稚園等への送迎 ☐ その他 <u>その他の理由</u>	
4. 利用するベビーシッター事業者名： （変更するベビーシッター事業者名）：	

※必要書類、提出先等については裏面をご参照願います。

ダイバーシティ・ インクルージョン 推進本部 確認欄	・新規 ・継続 ☐ ベビーシッター会社との利用契約書（利用申込書）の写 ☐ 配偶者の在職証明書等 ☐ お子様の年齢 配偶者が以下の状況にあることが分かるもの ☐ 病気療養 ☐ 求職活動 ☐ 職業訓練 ☐ 就学 ☐ その他 <u>その他の理由</u>
-------------------------------------	--

【注意事項】必ずお読みください

- ※ 割引券は北海道大学に勤務し、大学入学共通テストの際入試業務に携わる教職員がご利用いただけます。(原則、配偶者が在職中等であり、サービスを使わなければ就労することが困難な場合に利用可能です。)
- ※ 割引券は「0歳児～小学校3年生の対象児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの対象児童の家庭内での保育や世話並びに保育所等への送迎」を依頼する場合にご利用いただけます。(ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅での保育等、教職員の家庭以外の場所での保育には使用できません。)
- ※ 本申込書に「ベビーシッター事業者との契約書(写)」、「配偶者の在職証明書(写)(本学在職者でない場合)」等を添付し、Eメールでダイバーシティ・インクルージョン推進本部へ提出願います。(ベビーシッター事業者を変更する場合は、その都度「ベビーシッター事業者との契約書(写)」をご提出ください。)通常利用の際の申込書は[こちら](#)。
- ※ 申込みやその他問い合わせについては、本学教職員から行ってください(出来る限り、メールでのお問い合わせにご協力ください)。学外の方(配偶者や親族等)を通しての申込みなどのご連絡はご遠慮ください。